

「環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令」
及び複数省庁が共管する関係省令の一部改正について
(令和8年6月30日公布：環境省令第19号 等)

令和8年6月
環境省大臣官房秘書課

1. 改正の趣旨

第221回国会において成立した環境省設置法の一部を改正する法律(令和8年法律第22号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、並びに改正後の環境省組織令(平成12年政令第256号)第51条第3項及び関係法令の規定に基づき、環境省組織規則(平成13年環境省令第1号)及び地方環境事務所組織規則(平成17年環境省令第19号)を改正し、環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める等の改正を行うとともに、その他省令において所要の整備を行う。

2. 改正の内容

(1) 環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

○環境省組織規則の一部改正

- ・地方環境事務所の名称を変更する等、必要な整備を行う。

○地方環境事務所組織規則の一部改正

- ・地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改めるとともに、各地方環境事務所の名称を「北海道環境局」、「東北環境局」、「福島環境局」、「関東環境局」、「中部環境局」、「近畿環境局」、「中国四国環境局」及び「九州環境局」に改める。
- ・地方環境事務所内に設置されている資源循環課の名称を「資源循環・災害廃棄物対策課」に改める。
- ・その他所要の整備を行う。

○関係省令の一部改正

- ・「地方環境事務所」等を引用している関係省令(別記中①の省令)について、地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改める等、必要な整備を行う。

(2) 関係する複数省庁共管の省令

- 複数省庁共管の省令(別記中②の省令)について、地方環境事務所の名称を変更する等の必要な整備を行う。

(3) 一部改正省令の一覧

- 環境省設置法の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令(環境省令第19号)
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令(財・文・厚・農・経・環省令第1号)

- 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農・環省令第3号）
- 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経・国・環省令第1号）
- 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令及び地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二條第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令の一部を改正する省令（内・総・法・外・財・文・厚・農・経・国・環・防府令省令第2号）
- 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令（総・財・厚・農・経・国・環省令第1号）
- 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（文・農・経・国・環省令第1号）
- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経・環省令第9号）
- 産業競争力強化法施行規則の一部を改正する命令（内・総・財・文・厚・農・経・国・環府令省令第3号）
- 地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農・国・環省令第1号）
- 農薬取締法第二十九條の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令（農・環省令第4号）
- 農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（農・環省令第5号）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四條第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四條第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令の一部を改正する省令（財・厚・農・経・国・環省令第2号）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四條第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令及び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四條第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（農・経・環省令第1号）

3. 施行

- 令和8年7月1日（改正法の施行日）

【別記】

①環境省単管の省令（２（１）関係）

- ・ 環境省組織規則（平成 13 年環境省令第 1 号）
- ・ 地方環境事務所組織規則（平成 17 年環境省令第 19 号）
- ・ 国立公園集団施設地区等管理規則（昭和 28 年厚生省令第 49 号）
- ・ 自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）
- ・ 大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省通商産業省令第 1 号）
- ・ 水質汚濁防止法施行規則（昭和 46 年総理府通商産業省令第 2 号）
- ・ 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則（昭和 48 年総理府令第 61 号）
- ・ 自然環境保全法施行規則（昭和 48 年総理府令第 62 号）
- ・ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則（平成 6 年総理府令第 25 号）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法施行規則（平成 11 年総理府令第 67 号）
- ・ 環境省所管の不動産の登記並びに船舶の登記及び登録の嘱託に関する省令（平成 12 年総理府令第 96 号）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則（平成 13 年環境省令第 23 号）
- ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成 14 年環境省令第 28 号）
- ・ 土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）
- ・ 下水道法第四十条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成 17 年環境省令第 22 号）
- ・ 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第五十四条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成 17 年環境省令第 24 号）
- ・ 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第十六条の二第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成 17 年環境省令第 25 号）
- ・ 農薬取締法第四十四条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成 17 年環境省令第 26 号）
- ・ 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律第十六条第二項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成 21 年環境省令第 5 号）
- ・ 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号）
- ・ 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法第七条の規定により地方環境事務所長に委任する事務を定める省令（平成 24 年環境省令第 23 号）
- ・ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成 26 年環

境省令第 14 号)

- ・環境省関係地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律施行規則（平成 27 年環境省令第 5 号）
- ・水銀による環境の汚染の防止に関する法律第二十九条第二項の規定に基づく権限の委任に関する省令（平成 27 年環境省令第 38 号）
- ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律に基づく特定有害廃棄物等の範囲等を定める省令（平成 30 年環境省令第 12 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第六十四条第四項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（令和 4 年環境省令第 15 号）
- ・地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律第三十五条第三項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（令和 6 年環境省令第 33 号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成 5 年総理府令第 9 号）
- ・土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）
- ・環境省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 3 号）

②複数省庁共管の省令（2（2）関係）

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成 15 年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第 1 号）
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省、環境省令第 2 号）
- ・特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）
- ・温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成 18 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく主務大臣の権限の委任に関する命令（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 1 号）
- ・地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画の認定等に関する省令（平成 23 年総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）
- ・環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成 24 年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 2 号）
- ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成 25 年経済産業省、環境省令第 3 号）

- ・産業競争力強化法施行規則（平成 30 年内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 1 号）
- ・地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律施行規則（令和 6 年農林水産省、国土交通省、環境省令第 1 号）
- ・農薬取締法第二十九条の規定による報告及び検査に関する省令（昭和 46 年総理府、農林省令第 2 号）
- ・農薬取締法の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年農林水産省、環境省令第 5 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成 13 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 3 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第一項及び第三項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第 3 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成 13 年農林水産省、経済産業省、環境省令第 2 号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十四条第二項の規定による立入検査の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和 3 年農林水産省、経済産業省、環境省令第 1 号）